



2026年 2月27日

各 位

会社名 泉州電業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 元秀
(コード番号：9824 東証プライム)
問合せ先
専務取締役兼執行役員管理本部長 島岡 修子
(TEL 06-6384-1101)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員を対象とした従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、泉州電業従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年4月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,300株（注）
(3) 処分価額	1株につき 6,420円
(4) 処分総額	194,526,000円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当ての方法による （泉州電業従業員持株会 30,300株）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく 臨時報告書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である国内非居住者を除いた当社従業員 606名に対して、それぞれ当社普通株式 50株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認終了後の、本制度に同意する当社従業員（国内非居住者を除き、以下、「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本持株会に加入する当社従業員のうち、対象従業員に対して、本持株会を通じて当社が処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することによって、当社従業員の資産形成

の一助とすることに加え、当社の業績や株価への意識を高めるとともに、株主との価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めることを目的として決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下、「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会に特に有利な金額とされない範囲で取締役会において決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下、「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約及び持株制度約款等（以下、「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下、「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

（注）本持株会は、2026年2月27日開催の本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した本持株会規約等の改定を決議いたします。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会の間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりであります。本自己株式処分における処分株式数は、上記1.の（注）に記載のとおり後日確定する見込みであります。最大値として30,300株を本持株会に対して処分する予定です。なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2025年10月31日現在の発行済株式総数18,000,000株に対し0.17%（小数点以下第3位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）であり、2025年10月31日現在の総議決権数171,309個に対し0.18%と軽微であるため、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しております。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る払込期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生することを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026年4月24日から2029年4月23日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除いたします。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年（ただし、定年後再雇用された場合は、当該再雇用期間満了）、役員への就任その他の正当な事由により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含まれます。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とし、以下、「退会申請受付日」といいます。）において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除いたします。

(4) 非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下、「海外転勤等決定日」といいます。）における当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除する。

(5) 当社による無償取得

当社は、対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得いたします。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）若しくは（4）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得いたします。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が岡三証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理するものといたします。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものといたします。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026年2月26日（本取締役会決議日

の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 6,420 円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入)は以下のとおりになっております。

期間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1か月(2026年1月27日～2026年2月26日)	6,166円	4.12%
3か月(2025年11月27日～2026年2月26日)	5,651円	13.61%
6か月(2025年8月27日～2026年2月26日)	5,051円	27.10%

当社の監査等委員会(社外取締役3名で構成)は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることを鑑み、割当先である本持株会に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上